

西武プリンスクラブ会員規約 新旧対照表

(2025年2月26日改定)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">西武プリンスクラブ会員規約</p> <p>第4条 会員資格の有効期限</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本プログラムの最終ご利用日（ポイントが進呈または利用された日）から起算して2年経過した日が属する年の12月31日（日本時間）を会員資格の有効期限とします。ただし、提携カードの有効期限は、クレディセゾンの定めに従うものとします。</li> <li>2. 有効期限経過後、会員は、会員資格を自動的に喪失します。</li> </ol> <p>第5条 ポイントの進呈</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、会員が加盟店で商品を購入し、またはサービスの提供を受けたときは、当該会員に対し、ご利用金額110円（税込）（会員が海外の加盟店で商品を購入し、またはサービスの提供を受けたときは、各ご利用時の当社所定の為替レートで円換算したときの110円相当のご利用金額（税込））につき1ポイントをご利用日の当日または翌日に進呈します。ただし、加盟店または対象商品・サービスによりポイント進呈率や進呈日等が異なることがあります。</li> <li>2. 当社は、会員に対して、次の事項に従いポイントを進呈します。</li> </ol> <p>(1) 当社は、会員ご本人が加盟店において商品を購入し、またはサービス提供を受けた時点で会員証を加盟店に提示した場合、当該会員に対してポイントを進呈します。会員が会員証を提示しない場合は、ポイン</p>	<p style="text-align: center;">西武プリンスクラブ会員規約</p> <p>第4条 会員資格の有効期限</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. SEIBU PRINCE CLUB カードを保有する会員のうち、マイページ登録が未登録の会員は、最終ご利用日（ポイントが進呈もしくは利用された日）から起算して2年経過した日が属する年の12月31日（日本時間）を会員資格の有効期限とします。</li> <li>2. 前項に該当しない会員については、会員資格の有効期限はありません。ただし、提携カードを保有する会員の有効期限は、クレディセゾンの定めに従うものとします。</li> </ol> <p>第5条 ポイントの進呈</p> <p>当社は、会員ご本人に対して、次の事項に従いポイントを進呈します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、会員が加盟店で商品を購入し、またはサービスの提供を受けたときは、当該会員に対し、当社や加盟店の定める手法により、ご利用金額110円（税込）（会員が海外の加盟店で商品を購入し、またはサービスの提供を受けたときは、各ご利用時の当社所定の為替レートで円換算したときの110円相当のご利用金額（税込））につき1ポイントを進呈します。ただし、加盟店または対象商品・サービスによりポイント進呈率等が異なることがあります。</li> </ol> <p>なお、当社は次の場合にはポイントを進呈しません。ただし、加盟店が特別に認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>① 商品券、ギフト券、地金、切手、印紙等の金券類またはプリペイドカー</p>

西武プリンスクラブ会員規約 新旧対照表

(2025年2月26日改定)

改正前	改正後
<p>トの進呈を行いません。</p> <p>(2) 当社は、お客さま番号ごとにポイントの積立を行います。複数の会員証のポイントを合算することはできません。ただし、同一のお客さま番号を有する会員証は除きます。</p> <p>(3) 会員は、ポイントを、第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができません。ポイントを進呈する対象は、会員ご本人が商品を購入し、またはサービスの提供を受けたときに限ります。</p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、当社は、次の場合にはポイントを進呈しません。ただし、加盟店が特別に認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) 商品券、ギフト券、地金、切手、印紙等の金券類またはプリペイドカードを購入する場合</p> <p>(2) 箱代、送料、加工修理代または旅行代金を支払う場合</p> <p>(3) 税金(一部を除きます。)を支払う場合</p> <p>(4) 通信販売により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合</p> <p>(5) 催事において商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合</p> <p>(6) 会員を対象とする割引優待会において商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合</p> <p>(7) クレジットカードによる支払い以外の方法で売掛金を支払う場合</p> <p>(8) 代金引換により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合</p> <p>(9) 値下げ品もしくはセール品を購入し、または他の割引を利用する場合</p> <p>(10) 手付金その他仮受金を支払う場合</p> <p>(11) 商品お引換え券、クーポン券での支払いその他の当社および加盟店が指定する支払い方法により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合</p>	<p>ドを購入する場合</p> <p>② 箱代、送料、加工修理代または旅行代金を支払う場合</p> <p>③ 税金(一部を除きます。)を支払う場合</p> <p>④ 通信販売により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合</p> <p>⑤ 催事において商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合</p> <p>⑥ 会員を対象とする割引優待会において商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合</p> <p>⑦ クレジットカードによる支払い以外の方法で売掛金を支払う場合</p> <p>⑧ 代金引換により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合</p> <p>⑨ 値下げ品もしくはセール品を購入し、または他の割引を利用する場合</p> <p>⑩ 手付金その他仮受金を支払う場合</p> <p>⑪ 商品お引換え券、クーポン券での支払いその他の当社および加盟店が指定する支払い方法により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合</p> <p>⑫ その他当社または加盟店が指定する商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合</p>

西武プリンスクラブ会員規約 新旧対照表

(2025年2月26日改定)

改正前	改正後
<p>(12)その他当社または加盟店が指定する商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合</p> <p>第7条 ポイントの積立期間積立・有効期限</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ポイントの積立期間は、毎年1月1日（日本時間）から同年12月31日（日本時間）までの1年間（以下「年度」といいます。）とします。ポイントの積立は、年度ごとに締め切って1年単位で計算します。</li> <li>2. 進呈されたポイントの有効期限は、進呈された年の翌年12月31日（日本時間）までとします。</li> <li>3. 前項に定めた有効期限までに利用されなかったポイントは、失効し、次年度へ繰り越されません。</li> <li>4. 前項の規定にかかわらず、本規約第6条第2項により累積ポイントがマイナスになった場合のポイントは、失効せず、次年度に繰り越されます。</li> </ol> <p style="text-align: right;">2024年4月25日改定</p>	<p>第7条 ポイントの積立期間積立・有効期限</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、お客さま番号ごとにポイントの積立を行います。複数の会員証のポイントを合算することはできません。ただし、同一のお客さま番号を有する会員証は除きます。</li> <li>2. ポイントの積立期間は、毎年1月1日（日本時間）から同年12月31日（日本時間）までの1年間（以下「年度」といいます。）とします。ポイントの積立は、年度ごとに締め切って1年単位で計算します。</li> <li>3. 進呈されたポイントの有効期限は、進呈された年の翌年12月31日（日本時間）までとします。</li> <li>4. 前項に定めた有効期限までに利用されなかったポイントは、失効し、次年度へ繰り越されません。</li> <li>5. 前項の規定にかかわらず、本規約第6条第2項により累積ポイントがマイナスになった場合のポイントは、失効せず、次年度に繰り越されます。</li> </ol> <p style="text-align: right;">2025年2月26日改定</p>